

インターネットのトラブルから 子どもたちを守るために



最近、パソコンや携帯電話の普及とともに、子どもたちがインターネットなどにかかわる犯罪やトラブルに巻き込まれたという報道が増え、子どもたちにインターネットなどを安全に利用していくための知識やモラルを身に付けさせることが益々重要になっています。

世田谷区教育委員会では、インターネットのトラブルから子どもたちを守るため、また加害者にさせないために、平成20年8月に「世田谷区立学校非公式サイト等対策検討委員会」を設置し、検討してまいりました。

検討委員会では、区立中学校の生徒や保護者などを対象に、パソコンや携帯電話の利用状況についてアンケート調査を行いました。その結果からは、多くの生徒がインターネットを利用している一方、子どもたちに対して有害情報の閲覧を制限するフィルタリングなどの安全対策が十分でない様子がうかがわれました。

検討委員会では、それらの調査結果をもとに、子どもたちの情報モラルの育成やトラブルの未然防止の方策などについて検討し、報告書をまとめました。

その報告書をもとに、インターネットなどにかかわる犯罪やトラブルから子どもたちを守り、現代の社会の中で子どもたちが健やかに成長することを願って、このリーフレットを作成いたしました。

平成23年4月

世田谷区教育委員会

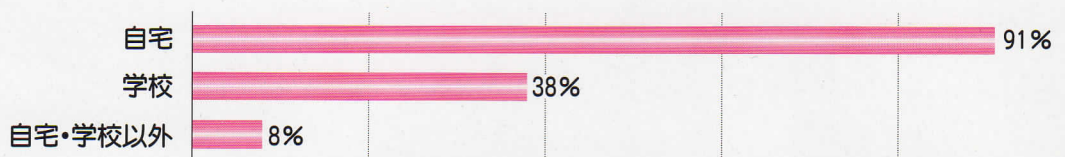
世田谷区立中学校生徒の インターネット利用等に関する調査結果

(平成21年1月に区立中学校8校の全学年の生徒約1900名、同年11月に同保護者約1500名を対象に調査を実施)

【多くの生徒がインターネットを利用しています】

生徒の91%が自宅のパソコンを使ってインターネットを利用していると回答しています。
また、生徒の66%が携帯電話を所有し、メールについては、深夜や長時間の利用も見られました。

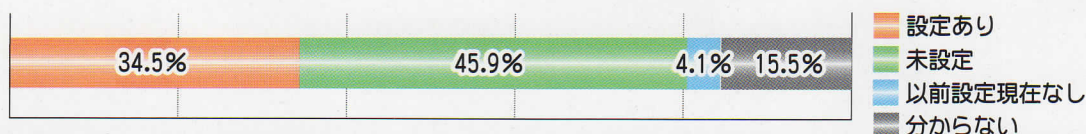
生徒 Q どのような場面でパソコンを使ってインターネットを利用していますか。【複数回答】



【フィルタリングの設定が十分ではありません】

フィルタリングを現在設定しているという保護者の回答は、自宅のパソコンで34.5%、生徒の携帯電話では65.8%でした。

保護者 Q 自宅のパソコンには、有害サイトへの接続を制限するフィルタリングソフト、あるいは、プロバイダーなどが提供するフィルタリング機能を設定していますか。



【インターネット上に、中学生による心配な書き込みが見られました】

インターネット上で、学校が公式に設置しているサイトではない、中高生が利用する公開型のコミュニティサイト(いわゆる「学校非公式サイト」)に、区立中学校の生徒についての書き込みがあるかどうか調査をしました。(平成21年9～12月に区立中学校全31校に関する学校非公式サイト等の調査を実施。)

その結果、勉強や友達に関する書き込みがある一方、悪口、性に関することなど、トラブルにつながる恐れのある書き込みも見られました。また、書き込みをした生徒や友達の氏名・顔写真などの個人情報掲載も見られました。個人情報の掲載は、トラブルにつながる可能性が高くなります。

【トラブルにあった生徒もいます】

インターネットを利用している生徒のうち6%がトラブルにあったことがあると回答しています。

トラブルの内容には次のようなものがありました。

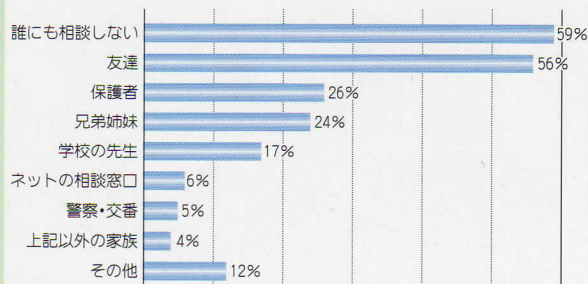
- ◇悪質サイトへの勧誘や出会い系サイトからのメールが送られてきた
- ◇嫌がらせや悪口をチャットに書かれた
- ◇チェーンメールが送られてきた など

トラブルにあったと回答した生徒のうち、半数以上は、「誰にも相談しない」と回答しています。

生徒

Q (トラブルにあったとき)
だれか相談した人はいますか。【複数回答】

(トラブルに遭遇したことがあると回答した生徒約110名対象)



インターネットのトラブルから
子どもたちを守るためには、
家庭の役割が重要です。



家庭では、どのようなことが大切でしょう

家庭での話し合いや約束

- ◇お子さんがパソコンや携帯電話、インターネットなどを利用することについて、ご家庭で話し合ってみましょう。
- ◇お子さんがインターネットやメールを利用するご家庭では、安全な利用の仕方について一緒に話し合ったり、利用時間や閲覧するサイトなどについて、ご家庭で約束をつくったりすることが大切です。

フィルタリングの設定

- ◇携帯電話事業者などには、18歳未満が使用する携帯電話についてフィルタリングサービスを提供することが義務づけられています。
- ◇保護者の方は、フィルタリングの利用などにより、子どものインターネットの利用を適切に管理することに努めることが法律で定められています。

「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」

第六条 保護者は、インターネットにおいて青少年有害情報が多く流通していることを認識し、自らの教育方針及び青少年の発達段階に応じ、その保護する青少年について、インターネットの利用の状況を適切に把握するとともに、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの利用その他の方法によりインターネットの利用を適切に管理し、及びその青少年のインターネットを適切に活用する能力の習得の促進に努めるものとする。

- 2 保護者は、携帯電話端末及びPHS端末からのインターネットの利用が不適切に行われた場合には、青少年の売春、犯罪の被害、いじめ等様々な問題が生じることに特に留意するものとする。

トラブルへの対応

- ◇パソコンや携帯電話、インターネットなどの利用によって起こる子どものトラブルは、家庭だけで対応できない場合があります。トラブルにあった場合は、学校の担任の先生や、教育委員会、相談機関、警察などにご相談ください。

子どもたちがインターネットなどにかかわる犯罪やトラブルなどに巻き込まれないために、学校や教育委員会では、次のような取り組みをしています。

学校で

学校では、次のようなことを子どもたちに理解させたり身に付けさせたりしたいと考え、指導しています。

◇相手への配慮

インターネットやメールにおいても、情報を受け取る相手への配慮や心づかいが大切であること など

◇インターネット等による通信の特性

発信した情報は、瞬時に相手に伝わったり、多くの人に伝わったりして、その訂正や削除が困難であること など

◇インターネットにおけるルールやマナー

インターネットは多くの人が利用し、公共性があること など

◇インターネット等の安全な利用のための知識・態度

自分や他の人の個人情報を守ることの大切さや、フィルタリングなど安全を守る仕組みについて理解すること など

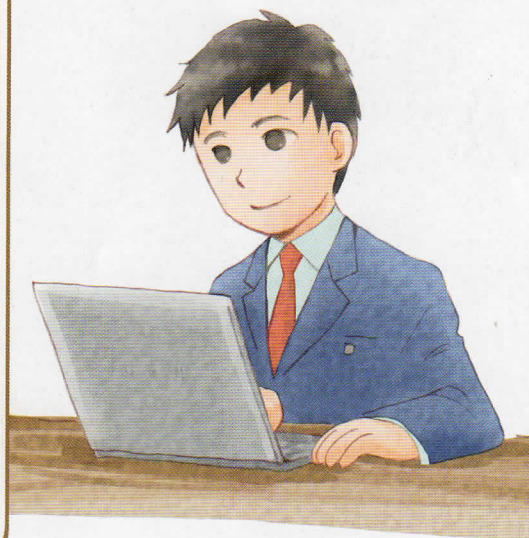
教育委員会で

世田谷区教育委員会では、インターネットのトラブルから子どもたちを守るために、学校への支援や保護者の方との連携、トラブルの未然防止や解決などに取り組んでいます。

◇学校非公式サイトに関する状況などについて、学校への情報提供をしています。また、情報モラルに関する教員研修などを行っています。

◇保護者の方からのご相談を受け、学校や警察などと連携してトラブルの未然防止や解決を図っています。

◇インターネット上の学校非公式サイトを検索して、監視を行っています。区立中学校生徒の個人情報、生徒への誹謗中傷などの書き込みが認められた場合には、内容により、学校で指導したり、教育委員会でサイト運営者に削除を依頼したりするなどの対応をしています。



【本リーフレットに関するお問合せ、インターネットをはじめ、子どもにかかわるトラブルなどのご相談】

世田谷区教育委員会事務局 教育指導課

03-5432-2703（平日 9:00～12:00, 13:00～17:00）

【架空請求や高額請求に関わるトラブルなどのご相談】

世田谷区 消費生活センター

03-3410-6522（平日、電話・来所）9:00～16:30
（土曜、電話のみ）9:00～15:30

【インターネットをはじめ、子どもにかかわるトラブルなどのご相談】

警視庁ヤング・テレホン・コーナー

03-3580-4970（平日 8:30～20:00）
（土・日・祝日 8:30～17:00）